

始まります 確定申告

所得税の確定申告は2月16日から始まり、
申告と納期限は、いずれも3月15日です。



所得税は、あなた自身が所得税を計算し、納付する制度をとっています。確定申告は、税金の精算手続きであるとともに、一年間の事業などの総決算です。事業を営んでいる人はもちろん、サラリーマンでも確定申告が必要な人は、所得金額や税額を正しく計算し、早めに申告と納税をしましょう。

税務署では、納税者の皆さんに申告書をご自分で作成していただくために記載方法のアドバイスなどを行っています。

また、下記の日程で確定申告の出張会場を設けます。ご不明な点は、税務署か広島国税局税務相談室でお尋ねください。

所得税の確定申告出張会場

対象地区	相談日	会場	時間
熊野町	2月26日(火)	町民会館	午前9～12時 午後1～4時
	27日(水)		
	28日(木)		

問合せ先
海田税務署 823-2131
広島国税局税務相談室 227-8205

確定申告が必要な人

事業所得（商業、工業、農業、医業などからの所得）や不動産所得（地代、家賃）などのある人で、1年間の所得金額の合計額が、所得控除合計額を超える人

土地、建物などを譲渡した人
サラリーマンで年収が2千万円を超える、給与以外の所

確定申告書用の紙が新しくなりました

平成13年分の確定申告から新しくOCR用紙の申告書を使用することになりました。

確定用紙の取扱いには、次のことにご注意ください。

丁寧に記載してください。申告書に記載された数字をコンピュータが読み取りますので、数字を記入する際には、黒のボールペンで指定のマス目に丁寧に記入してください。

折り曲げたり、汚したりしないでください。ホッチキスなどと同じ合せたり、折り曲げたり、汚したりなどしないでください。



得が20万円を超える、2カ所以上から給与を受ける人など

申告すれば税金が戻る人

確定申告をする義務のない人でも、次のような場合、確定申告をすると源泉徴収された所得税が還付されることがあります。

マイホームをローンなどで取得したとき

多額の医療費を支払ったとき
災害や盗難にあつたとき
年途中で退職し、再就職をしなかった人で、年末調整を受けなかったとき

町県民税の申告が必要な人

平成14年1月1日現在、熊野町内に住所がある人で、次の各項に該当する人は、申告書を提出しなければなりません。ただし、所得税の確定申告をした人は不要です。

平成13年中に営業、農業、配当、不動産などの所得がある人

給与所得者で、地代、家賃、

配当、農業など給与以外の所得がある人（20万円以下のとき）の所得税の確定申告は不要ですが、町県民税は必要です（平成13年中に退職した人）

雑損控除、医療費控除、寄付金控除（一定制限あり）などを受けようとしている人

熊野町に住所はないが、町内に事務所や家屋敷がある人

申告に必要なもの

印鑑
社会保険、生命保険、損害保険などの領収書、支払保険料の証明書

次の社会保険の支払証明書が必要な人には、次の担当課で発行します。

国民健康保険、国民年金
住民課で

介護保険料 福祉課で
医療費控除を受ける人は、支払った医療費の領収書・明細書、保険などで補てんされる金額の明細書

身体障害者手帳または戦傷病者手帳
源泉徴収票など、各所得（収入）金額のわかるもの

主婦と税金

（次の説明は控除額等、基本的に所得税の場合です。）

パート収入の場合

パート収入は通常、給与所得になります。課税される所得は、パートの年収から、給与所得控除額（最低65万円）と基礎控除（38万円）などの所得控除を差し引いた残額です。

内職などの収入の場合

内職などの収入は、収入から必要経費を引いた残額が事業所得または雑所得となり、最低65万円の必要経費を差し引くことができます。適用対象者は、家内労働者、外交員、集金人など、特定の人に継続して労務の提供をする人などです。

収入が内職だけの場合、パート収入と同様に、年収103万円以下は所得税はかからず、配偶者控除も受けられます。パートや内職（家内労働者等）の年収が100万円以下です

—— パート所得と税金（平成13年中） ——

13年中の所得金額 （給与収入の場合）	平成14年度 町県民税	平成13年分 所得税	夫の所得金額から配偶者控除額を差し引くこと	夫の所得金額から配偶者特別控除を差し引くこと
35万円以下 （年収100万円以下）	かからない	かからない	できる	できる
35万円超38万円未満 （年収100万円超103万円未満）	かかる			できない
38万円 （年収103万円）		できる		
38万円超76万円未満 （年収103万円超141万円未満）		かかる	できない	
76万円以上 （年収141万円以上）	できない			

（注） 夫に均等割がかかっていれば、妻には均等割はかかりません。
この表は、夫に均等割がかかっているものとして、作成しています。

— 配偶者控除と配偶者特別控除 (所得税) —

配偶者のパート収入	配偶者控除額 (万円)	配偶者特別控除額 (万円)	合計 (万円)
70万円未満	38	38	76
70万円以上 75万円未満	38	33	71
75万円以上 80万円未満	38	28	66
80万円以上 85万円未満	38	23	61
85万円以上 90万円未満	38	18	56
90万円以上 95万円未満	38	13	51
95万円以上100万円未満	38	8	46
100万円以上103万円未満	38	3	41
103万円	38	-	38
103万円以上105万円未満	-	38	38
105万円以上110万円未満	-	36	36
110万円以上115万円未満	-	31	31
115万円以上120万円未満	-	26	26
120万円以上125万円未満	-	21	21
125万円以上130万円未満	-	16	16
130万円以上135万円未満	-	11	11
135万円以上140万円未満	-	6	6
140万円以上141万円未満	-	3	3
141万円以上	-	-	-

と、所得金額が町民税の非課税限度額（35万円）以下となりますので、町民税はかかりません。

配偶者控除と
配偶者特別控除
夫に収入があり、妻がパートで働く場合を考えると、夫については、次のとおり配偶者控除と配偶者特別控除が受けられます。

妻のパート収入が103万円以下であれば、配偶者控除（38万円）が受けられます。配偶者特別控除は、妻の所得によって調整されますが、最高額は38万円です。この控除はパート収入が103万円を超えても、141万円未満であれば受けられる

とができます。ただし、夫の合計所得が1千万円（給与収入で約1千230万円）を超える年には受けられません。

死亡した人の確定申告
確定申告をしなければならぬ人が、申告をする前に死亡した場合に、その相続人がかわつてする確定申告を「準確定申告」といいます。

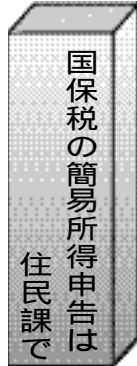
その申告期限は、相続人が死亡の事実を知った日の翌日から4カ月を経過した日の前日までで、死亡した人の所轄の税務署に申告書を提出しなければなりません。



国民健康保険に加入している世帯は、原則として全ての加入世帯員の収入を申告していただく必要があります。

中でも、国保の簡易所得申告が必要な世帯は、次のとおりです。

確定申告及び町民税の申告を必要としない
年金受給者で前記に該当する（各種公的年金、遺族年金、障害年金、福祉年金などを含む）
各種扶助料・各種手当などを受給している
疫病その他の事情により平成13年中に所得が全くなかった



例えば、平成14年2月10日に死亡した場合、平成13年分と平成14年分の所得税については、平成14年6月10日までに、確定申告をすることになります。

お忘れにならないようご注意ください。

町民税の簡易所得申告は、国保税の簡易所得申告と同時に提出してください。

町民税の簡易所得申告は、国保税の簡易所得申告と同時に提出してください。



国保税の軽減
簡易所得申告をすることによって、国保税が軽減されることもあります。必ず申告してください。

申告に必要なもの
・各所得（収入）金額のわかるもの（源泉徴収票など）
・印鑑

町民税・国保税申告出張会場日程

対象地区	相談日	会場	時間
初神・新宮	3月4日	東公民館	午前9～12時 午後1～4時
川角・平谷・貴船・石神 神田・柿迫・東山	3月5日	西公民館	
呉地・中溝・萩原 出来庭・城之堀	3月6日	町民会館	

海田税務署は1000です

7736-8605
安芸郡海田町大正町1番13号
☎ 823-2131 (代)

（海田税務署・熊野町税務課・住民課）

3月10日を過ぎると税務署は大変混み合い、長時間お待ちいただくこととなります。

申告書は、自分で正しく記載し、早めに提出するようお願いいたします（郵送でも受け付けます）。

熊野町税務課 820-5603
熊野町住民課 820-5604